

	特定健診	後期高齢者の健診	一般健康診査	健康増進法の健診
担当課	各医療保険者(実施主体)	保険年金課(広域連合より委託)	保険年金課	健康推進課
対象者	40～74歳の方 (S15. 9.1～S51. 3.31生まれの方)	75歳以上、又は 一定の障害があると認定された65歳以上の方 (S15. 8.31以前に生まれた方)	35歳節目健康診査 (射水市国民健康保険加入者)	40歳以上の生活保護者、または 医療保険未加入者
案内方法	特定健診受診券を発送 (射水市国保は5月下旬発送)	後期高齢者の健康診査受診券を送付 (5月下旬) (S15. 5.1～S15. 8.31生の方は9月中旬に 送付されます)	35歳節目年齢者に受診券を送付 (7月下旬)	一般健康診査(健康増進法)受診券を送付
内容	基本的な健診項目 ①質問表 ②身体計測(身長・体重・BMI・腹囲) ③理学的検査(身体診察) ④血圧測定 ⑤血液検査 ・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ・肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ・血糖検査(HbA1c) ⑥検尿(尿糖、尿蛋白)	特定健診と同じ	健診項目 ①問診票 ②身体計測(身長・体重・BMI・腹囲) ③理学的検査(視診・聴診・打診・触診等) ④血圧測定 ⑤血液検査 ・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ・肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ・血糖検査(HbA1c) ・貧血検査(赤血球・血色素・ヘマトクリット値・白血球・血小板) ⑥検尿(尿糖、尿蛋白) ⑦心電図検査	75歳未満は特定健診と同じ 75歳以上は後期高齢者の健診と同じ
	詳細な健診項目(医師が必要と認める方) ①心電図 ②眼底検査 ③貧血検査	医師の判断による詳細項目はなし		

	生活機能評価	肝炎ウイルス検診	各種がん検診
担当課	長寿介護課		健康推進課
対象者	65歳以上の方 (介護保険の要支援・要介護認定者を除く)	節目検診(40歳) 節目外(41歳以上の希望者) ※過去に検査を受けたことの無い方	職場等でがん検診を受ける機会の無い方
案内方法	基本チェック票を郵送 (6月上旬)	40歳の節目年齢者 (ただし市民税特別徴収以外の方 ※1) には「肝炎ウイルス検診受診券」を送付 41歳以上は保健センターへ申し込みが必要	肺・胃・大腸がん検診は40歳以上、 子宮・乳がん検診は30歳以上の方に受診券を送付します。 20歳代の方は、子宮頸部がん検診の受診券を申出により発行します。
内容	①基本チェック票を自己記入 ②返信用封筒に入れ、返信 市では返信された基本チェック票を基に、要介護状態になる恐れのある方に訪問等で介護予防事業の参加を推奨します。 介護予防事業の参加にあたっては、必要に応じ、生活機能検査(問診(自覚症状・既往歴等)、血液検査(貧血・血清アルブミン)、心電図検査等)を実施します。	血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査)	結核・肺がん検診 大腸がん検診 胃がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 前立腺がん検診 ヘリカルCT肺がん検診 骨粗しょう症検診 歯周疾患検診

*1 市民税特別徴収以外の方とは、会社の給与から市民税が引かれていない方のことです。